

学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

本方針は、上記のことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、村上市立村上第一中学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめを見逃さない、いじめが起きにくい学校づくり」を目的に策定するものである。

II いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

I 基本的な考え方

(1) いじめの防止

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。いじめに対しては、生徒・学校・家庭・地域一丸となって「いじめは決して許されない」との認識のもと、毅然とした態度で対応する。また、仲間はずれ・無視・陰口・からかい等の暴力を伴わない行為は、多くの生徒が被害と加害の両面を経験する可能性がある。いじめがどの生徒にも、どの学級にも起こりうるもの、という意識をもち、その背景の改善、いじめを発生させない取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

教職員のアンテナを高くし、生徒の些細な変化に気付く力を高め、積極的にいじめを認知する。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを職員一人一人が十分に理解し、学校生活を丁寧に見守る。

外見的に遊びやけんか、ふざけ合いのように見える場合であっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめへの対応

①いじめを受けたとされる児童生徒の聞き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周囲の状況等を客観的に確認する。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する。

②いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応し、被害児童生徒を守りとおどともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

③SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該生徒等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱うこととする。加えて、SNS等、インターネット上で悪口を書かれた被害生徒がそのことを知らずにいる場合等を「いじめ類似行為」としていじめと同等に取り扱う。

④謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害生徒の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導し、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

⑤いじめが児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合や、暴行や傷害等、犯罪行為にあたると認められた場合は、直ちに警察に通報し、被害児童生徒を守る。

- ⑥ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされて、「学校いじめ防止対策委員会」において判断する。いじめ類似行為にあっては、以下の「ア」により解消を判断する。
- ア いじめを受けた児童生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。
- イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と保護者との面談等で確認し、認められること。

⑦ いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(4) 保護者・家庭との連携

「Face to Face」「スピードは誠意」を心がけ、家庭訪問などによる面談を主に、保護者・家庭との信頼関係を高める。また、問題行動に対する家庭訪問は、組織として対応を協議したうえで原則複数で行う。特別な事情がない限り、いじめを受けた生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。

基本的生活習慣や校内規律向上の取組内容を家庭にも周知し、協力と働きかけを促す。

(5) 地域・外部機関との連携

いじめに関する報告を適切かつ迅速に教育委員会に報告し、いじめを防止するための必要な指示を受け対応する。また、解決に向けた取組として、ねらいや内容を明確にし、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ慎重に対応を検討し、必要に応じて警察・児童相談所・医療機関・法務局、学校運営協議会やPTAと協議する。

2 基本的な対策事項

(1) 対策の重点

- ① いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図るとともに、いじめ防止に生徒が自主的に取り組む生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発活動を実施する。

(2) いじめ防止の対策組織

① いじめ防止対策委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、外部専門家（必要に応じて、児童相談所やスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）、民生委員児童委員、家庭相談員等）

【役割・活動】

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- イ 具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正
- ウ いじめの相談・通報の窓口
- エ 法第23条第2項に基づいた緊急会議の開催と事実関係の把握、いじめであるか否かの判断
- オ 教育委員会への報告
- カ 集められた情報の集約と共有化
- キ 指導や支援の体制・対応方針の決定
- ク 記録の保存（5年間）と生徒の進学・進級や転学に当たっての引き継ぎ

【開催】

学期1回の開催といじめ事案発生時に緊急開催とする。

② 生徒指導部会

【構成員】

教頭、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、不登校担当、特別支援 Co

【役割・活動】

ア いじめアンケート調査の実施、教育相談の計画・運営等

イ 「いじめ」を含む生徒に関する情報交換

ウ 生徒指導に関わる事案の対応策の検討

【開催】

月1回を定例会とし、必要に応じて緊急開催とする。

(3) いじめ防止のための取組

- ① すべての生徒を対象に、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 特別な配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を継続的に行う。
- ③ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。さらに自己有用感を高めるため、生徒を集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係、学級・学校風土作りに取り組む。
- ④ 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) いじめ防止学習プログラムの実施

① ねらい

「生徒が充実感や満足感をもつ姿」を目指し、各領域でいじめ防止等に対する取組を組織的に実行する。

② 関係領域と取組内容

ア 授業・学校行事等

- ・意欲をもって様々な教育活動に取り組む姿勢を育成するため、「集団づくり」や「わかる授業」に努める。
- ・「いじめを許さない、起こさない力」を身に付けるため、豊かな心と道徳性をはぐくむ指導を計画的に実施する。
- ・学校生活全体を通して、自己有用感や自己肯定感を深め、互いを認め合う集団の育成を図る。
- ・SNS等の情報モラル教育を継続的・体系的に行う。

イ 生徒指導部

- ・信頼関係を基盤とした生徒と教師、生徒同士の好ましい人間関係の醸成を図る。
- ・基本的な生活習慣の定着と校内規律の確立を目指した自治活動を支援する。
- ・心のアンケートやいじめアンケートを実施し、その後の方針を検討する。（5年間保存）
- ・教育相談を実施し、その後の対応について検討する。

ウ 学級担任・学年主任・教科主任等

- ・保健室や校内適応指導教室に原則1日1回足を運び、生徒の様子を見とる。
- ・関係職員と連携し、情報共有を図る。
- ・報連相を確実に行い、組織での対応を検討する。
- ・いじめ・不登校が起きない学級づくりのために、学級において前向きなルールを定着させる。
○人の話を最後まで聞く。

- 人の気持ちを考えて行動する。
- 適度な距離を保ったコミュニケーションの取り方を身に付ける。

③ 不登校生徒・不適応担当

- ア 年3回の教育相談の時間を確保する。その際、担任以外とも相談できる機会を設定する。
- イ 不適応の状態が見られたときは、早めにケース会議を開催し、具体的な支援や組織的な対応、外部機関の積極的な活用を図る。また、対応に関わる職員の人選と支援シート(個別の指導計画)を作成する。
- ウ 適正な保健室・校内適応指導教室・通級指導等、落ち着ける環境づくりを目指し、明確なルールを生徒に示す。

④ 生徒理解・指導力を高めるための研修

- ア 生徒理解のための情報交換会、小中連携事業にあける研修会、教育相談研修、特別支援教育研修等を計画的に開催する。また、不適応・不登校傾向を示す生徒の早期発見や支援方法の共通理解、効果的なカウンセリング法等についての職員研修を実施する。
- イ 特別に支援を要する生徒については、個別の指導計画を作成する。

⑤ 小中連携

小学校と中学校の連携を充実させ、生徒への一貫した指導が図れるように、交流活動・研修・情報交換・相互訪問を計画的かつ積極的に行う。

(5) いじめの早期発見のための取組

① いじめ調査等の実施

- 在籍する生徒に対し、定期的な調査を次のとおり実施する。
- ア 生徒対象いじめアンケート(6月、11月)
 - イ 保護者対象いじめアンケート(6月、11月)
 - ウ 心のアンケート(毎月)
 - エ 級生活調査(Q-U調査) (6月)
 - オ 育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 (5月、11月、1月)
- ※アンケート、聞き取り調査の記録については原則5年間保管とする。

② いじめ調査の取り扱い

生徒対象アンケートについては、以下の通り調査を進め、その結果を速やかに全職員で共有する。

アンケートの実施 ①いじめ対策委員会で確認 →②生徒指導主事が学年主任へ聞き取り依頼
→③学年部で生徒へ聞き取り →④生徒指導主事に集約【ここまで即日】
→⑤いじめ対策委員会で対応策の指示 →⑥学年部で対応(保護者と連携)
→⑦生徒指導主事に報告 →⑧管理職に報告

③ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめの疑いに係る相談ができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ア スクールカウンセラーの活用
- イ 保健室における養護教諭の相談活動
- ウ 学級担任による教育相談の実施
- エ 期末保護者懇談会やPTA学年・学級懇談会の実施

④ 職員間の情報共有

放課後の主任打合せ、生徒情報交換用紙、総務会や職員会議での情報交換等を通じて生徒に関する情報を常に共有する。

⑤ いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止に対する職員の資質向上を図る。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめ及び疑いに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

- ① 技術や学活等で情報リテラシー・モラルに関する授業を実施する。
- ② 警察や携帯電話会社等から招聘した講師による授業を実施する。
- ③ 新入生保護者説明会でネットモラル等講演を実施する。
- ④ いじめ防止対策基本方針を学校 HP に載せ、周知徹底を図る。

3 重大事態への対処

①「いじめ防止対策推進法」第28条第1項には、次のように規定されている。

ア 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)

イ 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安)

② 重大事態の定義

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

オ 一定期間(年間30日を目安)、連続して欠席しているような場合

(村上市いじめ防止基本方針より)

③ 重大事態の対処

ア 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に直ちに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも卒業後 5 年間とする。

(7) 取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめ及び疑いの事態把握及びそれらに対する措置を適切に行うため次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見のための取組に関すること
- ③ いじめへの対応に関すること

平成 26 年 4 月 1 日 施行
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 11 月 17 日 一部改正
令和 5 年 2 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正